

東大阪市地域防災計画（平成 25 年度修正案）に関するパブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

意見の概要	本市の考え方
<p>避難所の設置に、福祉避難所の設置について記載をお願いします。</p> <p>それぞれの障害種別ごとに支援が効率的に行き届くように、ご検討ください。</p>	<p>本市の地域防災計画におきましては、災害時、避難所に避難した災害時要援護者が避難所での生活に適應することが困難な場合は、災害時要援護者のための避難場所を避難所内に区分して設けるか、それでも困難な場合は災害時要援護者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど安心して生活できる体制が整った福祉施設等の福祉避難所への移転に努めると記載しております（P244、P401）。また、地域防災計画ではありませんが、避難所運営マニュアルに災害時要援護者ごとの特性や配慮事項を記載して避難所の開設や運営を行う職員に周知しています。また、災害時は保健班が心のケア対策を行うこととなっております。</p>
<p>1. 「普及させるべき防災知識の内容（P81）」の中に、「コ. 災害時要援護者対策」として障害者が挙がっていますが、災害時に障害者の立場からのどのような対応を望むのかは、障害の種別により異なると考えられるため、障害者と市で相互に内容を確認するようにはいかがでしょうか。</p> <p>また、要援護者の情報が民生委員、校区福祉委員などに提供されていると思いますが、そのような情報をお持ちの方が集まる場で、研修の一環として障害者への対応をテーマとした勉強会を開催することも検討されてはいかがでしょうか。</p>	<p>「東大阪市地域防災計画」は、市の全体的な計画・方向性を示しているものであり、今回の修正には反映しません。</p> <p>しかし、災害時要援護者対策として頂いた個々具体的なご意見につきましては、福祉部等関係部局に検討を指示し、災害発生時等に適切な支援ができるよう努めてまいります。</p>

<p>2. 「防災知識普及の手法 (P82)」の中で「イ. 防災マップ・チラシ・ポスターの利用」が挙げられています。聴覚障害者の場合、文章の理解が困難な方々も多く、図解入りのものが有効と思われまますので、聴覚障害者専用のパンフレット・マニュアルを作成されてはいかがでしょうか。</p>	<p>「東大阪市地域防災計画」は、市の全体的な計画・方向性を示しているものであり、今回の修正には反映しません。</p> <p>しかし、災害時要援護者対策として頂いた個々具体的なご意見につきましては、福祉部等関係部局に検討を指示し、災害発生時等に適切な支援ができるよう努めてまいります。</p>
<p>3. 「ウ. ビデオ等の利用 (P82)」に関して、手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入したのもも作成・整備することも計画に明記ください。</p>	<p>「東大阪市地域防災計画」は、市の全体的な計画・方向性を示しているものであり、今回の修正には反映しません。</p> <p>しかし、災害時要援護者対策として頂いた個々具体的なご意見につきましては、福祉部等関係部局に検討を指示し、災害発生時等に適切な支援ができるよう努めてまいります。</p>
<p>4. 「キ. 研究会、検討会の開催 (P82)」に関して、災害時における要援護者への支援体制、及び平常時からの啓発について、方策を官民合同で研究する場の創設も計画に盛り込んでください。この場合、当事者の参画が必要不可欠となりますが、身体障害者の場合は、肢体、視覚、聴覚別に当事者が参画することを必須としてください。</p>	<p>「東大阪市地域防災計画」は、市の全体的な計画・方向性を示しているものであり、今回の修正には反映しません。</p> <p>しかし、災害時要援護者対策として頂いた個々具体的なご意見につきましては、福祉部等関係部局に検討を指示し、災害発生時等に適切な支援ができるよう努めてまいります。</p>
<p>5. 「ケ. ケーブルテレビ、ホームページの活用 (P83)」に関して、手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入した動画とするようにしてください。</p>	<p>「東大阪市地域防災計画」は、市の全体的な計画・方向性を示しているものであり、今回の修正には反映しません。</p> <p>しかし、災害時要援護者対策として頂いた個々具体的なご意見につきましては、市長公室等関係部局に検討を指示し、災害発生時等に適切な支援ができるよう努めてまいります。</p>

<p>6. 「報告書作成要領（P99）」の文教施設の中に「盲学校、聾学校、養護学校」とありますが、「特別支援学校（従来の盲学校、聾学校、養護学校）」と表記する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、修正いたしました。</p>
<p>7. 「災害時の広聴体制の整備（P110）」にメールアドレスも加えていただければ、聴覚障害者を含めた市民にとって利便性が高まります。ぜひ加えてください。</p>	<p>「東大阪市地域防災計画」は、市の全体的な計画・方向性を示しているものであり、今回の修正には反映しません。</p> <p>しかし、災害時要援護者対策として頂いた個々具体的なご意見につきましては、市長公室等関係部局に検討を指示し、災害発生時等に適切な支援ができるよう努めてまいります。</p>
<p>8. 「災害時要援護者の被災状況等の把握（P252,409）」に関して、聴覚障害者の被災状況や福祉ニーズの把握、支援活動を適切に行うためには、手話通訳者の配置等コミュニケーションを保障する手段の確保が必要にして不可欠です。原則として、聴覚障害者に対してはコミュニケーション手段を確保してから福祉活動を行う旨、計画に明記ください。</p>	<p>「東大阪市地域防災計画」は、市の全体的な計画・方向性を示しているものであり、今回の修正には反映しません。</p> <p>しかし、災害時要援護者対策として頂いた個々具体的なご意見につきましては、福祉部等関係部局に検討を指示し、災害発生時等に適切な支援ができるよう努めてまいります。</p>